

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	秋田県公安委員会 第230815号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	トップ代行
	主たる営業所が所在する市町村	美郷町
処 分 年 月 日		令和3年2月2日
処 分 内 容		令和3年2月2日から令和3年2月9日までの8日 間の営業停止
処 分 理 由		法の指示により付された違反点数の累積が営業停止 の基準に達したため
根 拠 法 令		○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 施行令第5条
処分を行った公安委員会		秋田県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。